

〔論 文〕

ヘーゲルとマルクス

——社会哲学と論理学——

牧 野 広 義

はじめに——アルント・テーゼ

ヘーゲル哲学は、弁証法においても、社会哲学においても、重要な影響力をもっている。近代思想の中にある機械論的思考を克服するものとして、弁証法は、人文・社会・自然科学の多くの分野で語られる。またヘーゲルの社会哲学は、チャールズ・テーラーらの「コミュニタリアニズム」(共同体主義)の源流としても論じられる一方で、ヘーゲルの中に自由主義的要素を見ようとする研究者もある。こうしてヘーゲルは「リベラリズム」と「コミュニタリアニズム」との関係を問う上でも古典の一つとなっている¹⁾。

マルクスは、ヘーゲルの弁証法や社会哲学を批判的に継承した代表的な理論家の一人である。ヘーゲルとマルクスの関係について、従来の研究では、ヘーゲルの『論理学』とマルクスの『資本論』との関係を問う研究が多かった。これは、マルクス自身が、手紙で、『資本論』の執筆中にヘーゲルの『論理学』を読み直して役だったと言い、「ヘーゲルが発見したが、同時に神秘化してしまった方法における合理的なものを、普通の人間の頭にも分かるようにしてやりたい」(Bd. 29, S. 260)²⁾と述べていることなどに根拠がある。

しかし、近年、ドイツのヘーゲル研究者のアンドレアス・アルント(国際ヘーゲル協会会長、ベルリン自由大学教授)が新しい問題提起をしている。それによると、マルクスの経済学批判の構想(プラン)は、1.「資本」から始まり、2.「土地所有」、3.「賃労働」、4.「国家」、5.「国

際貿易」を経て、6.「世界市場」に至るものであり、これは、ヘーゲルの「市民社会」から「国家」(世界史を含む)に至る「实在哲学」ないし『法の哲学』に対応するものである。したがって、マルクスの『資本論』はヘーゲルの『法の哲学』との対応においてこそ、検討されなければならない。それに対して、ヘーゲルの『論理学』とマルクスの『資本論』は理論のレベルが異なり、マルクスの『資本論』からヘーゲルの『論理学』を批判的に乗り越えた「論理学」を見出すことはできない、とされる³⁾。

このように、アルントは、マルクスとヘーゲルとの関係の研究は、ヘーゲルの『論理学』とマルクスの『資本論』との対応においてではなく、ヘーゲルの『法の哲学』とマルクスの『資本論』との対応において検討するべきである、と主張する。私はこの主張を「アルント・テーゼ」と呼ぶ。小論ではこの「アルント・テーゼ」について検討したいと思う。

I 『法の哲学』と『資本論』

アルント・テーゼが提起するように、ヘーゲル『法の哲学』⁴⁾とマルクス『資本論』⁵⁾との関係を検討することは重要な課題である。しかし、『法の哲学』の体系は「序論」と「緒論」に続き、第1部「抽象法」、第2部「道徳」、第3部「人倫」(家族、市民社会、国家)からなる。それに対して、『資本論』の体系は、第1部「資本の生産過程」、第2部「資本の流過程」、第3部「資本の総過程」からなり、マルクス自身が出版できたのは第1部にすぎない。こうして、両者のそ

それぞれの部門別の対応はありえない。そこで、重要なことは、「社会哲学」という理論的レベルで、ヘーゲルからマルクスへの継承・批判の関係を検討することである。そのさい、マルクスの著作は『資本論』以外にも検討の対象となるであろう。

そこで、ヘーゲルの『法の哲学』とマルクスの『資本論』その他の著作との対応において、『法の哲学』「序論」で表明された理論的立場とマルクスの立場、「抽象法」とマルクスの権利論との関係、そして「家族」論、「市民社会」論、「国家」論における両者の議論を比較検討したい。

1. ミネルヴァのフクロウとガリアの雄鶏

ヘーゲルは『法の哲学』「序論」において、「理性的なものは現実的であり、現実的なのは理性的である」(S. 24)と述べた。すなわち、ヘーゲルは、理性的な原理が現実世界を貫き、現実世界は理性的な原理によって成り立ち、理性的原理を実現する、と主張した。『法の哲学』が考察の対象とする現実世界とは近代社会である。近代社会は、宗教革命やフランス革命を経て、近代的な法・権利、道徳、人倫(家族・市民社会・国家)をもつものとして、成熟を迎えている。近代社会の成熟という「夕暮れ」においてこそ、哲学は「ミネルヴァのフクロウ」として、近代社会の原理の理論的な集大成を行うために、「飛翔」を始める。この意味で、ヘーゲルは、「ミネルヴァのフクロウは夕暮れの訪れとともに飛翔を行う」(S. 28)と言う。

それに対して、マルクスは、近代社会そのものが、ヘーゲルも指摘した「富の過剰と貧困の過剰」などの矛盾を含んでいる以上、それを変革しなければならないと考える。マルクスはすでに「ヘーゲル法哲学批判序説」(1844年)において、近代社会を変革する主体はプロレタリアートであると考えた。「理論といえども、大衆をつかむやいなや、物質的な威力(die materielle Gewalt)となる」(Bd. 1, S. 385)。「哲学がプロレタリアートのうちにその物質的武器を見出すように、プロレタリアートは哲学のう

ちに精神的武器を見出す」(Bd. 1, S. 391)。「ドイツ人の解放は人間の解放である。この解放の頭脳は哲学であり、心臓はプロレタリアートである」(ibid.)。ここからマルクスは、「ドイツの復活の日は、ガリアの雄鶏の雄叫びによって告げられる」(ibid.)と言う。「ガリアの雄鶏」とはフランス革命軍などが使った紋章である。

マルクスは、ヘーゲルの「ミネルヴァのフクロウ」に対抗して、「ガリアの雄鶏」として、新しい時代の夜明けを告げようとする。すでにここでマルクスの社会哲学の立場が明確にされている。しかし、マルクスは、ヘーゲル『法の哲学』の批判的検討をとおして、「市民社会」の分析の重要性を学んだ。そしてマルクスは、かつてヘーゲル自身が古典派経済学の研究を行ったように、「市民社会の解剖学は、経済学に求めなければならない」(Bd. 3, S. 8)と考えて、経済学批判の研究に打ち込んでゆくのである。

2. 「抽象法」と「天賦の人権の楽園」

(a) ヘーゲルの抽象法

ヘーゲルの『法の哲学』第1部「抽象法(das abstrakte Recht)」では、近代的な人間の権利(Recht)が論じられる。抽象的で形式的な権利能力の主体が「人格(Person)」である。抽象法の第一は、「所有権(Eigentum)」である。所有権とは、人格が物件(Sache)を支配することが権利として承認されることである。所有の対象である物件には、自己の身体も含めた自然物とともに、熟練や知識、学問、能力など精神的なものも含まれる。所有権の主体は個別的な人格であるから、所有権は「私的所有権(Privateigentum)」(§46)である。所有権はまず、(A)物件の占有取得(Besitzname)である。それは身体による獲得、労働による形成、標識付けなどによる。ここでヘーゲルは、労働による物件の形成という点では、「自分の労働に基づく所有権」というジョン・ロックの議論を受け入れている。所有権はまた、(B)「物件の使用」である。所有権とは、物件の部分的使用ではなく、全範囲の使用の権利である。物件の有

用性は、その質の比較によって量的にも規定される。個々の物件の特有の有用性の中にある普遍性が、物件の価値 (Wert) である。物件の価値は貨幣によっても表現される。物件の所有者は、物件の使用者であるとともに、その価値の所有者でもある (§63)。所有権はさらに、(C)「物件の譲渡」である。物件の譲渡によって人格相互の関係ができる。しかし人格と自己意識の本質的な普遍性は、譲渡されない。人格性の放棄の例は、奴隷、農奴、所有の不自由などである。労働においても、全時間と全生産物を譲渡するならば、それは人格性を他人の所有にしてしまうことになる (§67)。

抽象法の第二は、「契約」である。契約とは、意志が相互に他者を人格として、かつ所有者として承認し合って、その所有権を譲渡し、また受け取るという関係である。契約において、異なる物件が相互に交換されるが、その物件の価値は互いに等しいものである。

抽象法の第三は、「不法 (Unrecht)」である。不法はまず、(A)「罪なき不法」である。これは権利をめぐる争いである。物件の所有をめぐる権利の衝突が生じる。これは市民社会において民事訴訟の対象となる。不法はまた、(B)「詐欺」である。詐欺は契約の仮象をつくり出すことである。これは契約の法・権利が侵害されることであるから、刑罰の対象となる。不法はさらに、(C)「強制ないし犯罪」である。人格の所有する身体や物件に対して強制力 (Gewalt) が加えられることは、人格の自由な意志に対する強制 (Zwang) である。この強制は「第二の強制」である刑罰によって廃棄されなければならない (§93)。

(b) マルクスの権利論

ヘーゲルの「抽象法」に対して、マルクスが問題にするのは、「法・権利 (Recht)」の根拠としての経済的関係である。マルクスは次のように言う。「契約をその形式とする法的関係は、法律的に発展していてもいなくても経済的諸関係がそこに反映する意志関係である。この法的関係

または意志関係の内容は、経済関係そのものによって与えられている」(I, S. 99)。つまり、商品所有者がお互いに商品を交換しあう意志関係は、契約という法的関係であり、それは現実の商品交換という経済関係を反映している。

マルクスはまた、「所有権」や「契約」を経済的関係として問題にする。労働力の売買について、マルクスは、ヘーゲルの『法の哲学』から、「もしも私が、労働を通じて具体的な私の全時間と私の生産物の総体を外に譲渡するとしたら、私はそれらのものの実体的なもの、私の普遍的な活動と現実性、私の人格性を、他人の所有たらしめることになろう」 (§67) という言葉を引用している (I, S. 182)。これは、労働時間の制限にかかわる論点について、ヘーゲルからの明確な継承である。さらにマルクスは労働力の売買について次のように言う。「労働力の売買がその枠内で行われる流通または商品交換の部面は、実際、天賦の人権の真の楽園であった。ここで支配しているのは自由、平等、所有、およびベンサムだけである」(I, S. 189)。こうして、マルクスは、近代の人権宣言とそれに基づく「自由、平等、所有」の権利は、商品交換に関わる経済関係を基礎にしていることを論じるとともに、それが、労働力の売買においても、「自由、平等、所有、共同利益」の外観をもたせるのである。

しかし、資本家と労働者との関係は自由でも平等でもない。「所有権」は、生産手段を私的に所有する者に、生産手段を所有しない他人の労働を支配する権利を与える。労働者は生きてゆくためには労働力を売らざるをえない。労働者の長時間労働こそが資本の利潤を増大させる。「自由意志契約」のもとで、労働者には長時間労働が強制される。そこで、労働時間を法律によって制限するために「工場法」が必要になった。マルクスは、「工場法」の成立について、「『譲ることのできない人権』のはでな目録に代わって、法律によって制限された労働時間というマグナ・カルタが登場する」(I, S. 320) と言う。労働者の権利は、「自由、平等、所有」という近

代の人権だけでは擁護できない。「工場法」は、労働時間の制限という新しい人権として登場してきた。それをマルクスは「マグナ・カルタ」にたとえているのである。

3. ヘーゲルとマルクスの家族論

(a) ヘーゲルの家族論

『法の哲学』第3部「人倫 (Sittlichkeit)」では、具体的な社会関係の中での倫理が問題となる。まず「家族 (Familie)」において、ヘーゲルは典型的な近代家族論を展開した。家族は人間の社会的結合の最も直接的なあり方として、精神的な感情的な一体性すなわち「愛」をその規定としている。愛とは、私と他者とが一体であり、また一体であろうとする感情である。家族は、まず(A)「婚姻」によって成立する。婚姻の客観的な出発点は「二人の自由な同意であり、しかも彼らの自然的で個別的な人格性を一体性の中で放棄して、一人格をなそうとすることへの同意」 (§ 162) である。婚姻は本質的に「一夫一婦制」である。なぜなら、婚姻関係に身をおくのは、個性としての人格性だからであり、その親密性は相互の不可分な献身からのみ生じるからである (§ 167)。

だが、法的に人格として家族を代表するのは「家族の長」としての夫である。夫は外に出て所得を手に入れ、家族の資産を配分し管理する (§ 168)。それに対して、妻は家族の中で役割を果たす (§ 166)。ここでは、近代の家族イデオロギーとしての男女の性的役割分担が明瞭に主張されている。この議論では、女性が「市民社会」で労働することも、「国家」の政治に参加することも認められないことになる。

家族はまた、(B)「家族の資産」を家族の共同財産としてもつ (§ 170)。家族はさらに、(C)「子供の教育と家族の解体」である。子供は、家族の資産によって扶養され、教育される権利をもっている (§ 174)。そして子供は成長して、独立した人格として自立していく。このことをヘーゲルは、「家族の人倫的な解体」 (§ 177) と言う。こうして家族は多数の家族に分かれてい

く。これが「市民社会」の基礎となる。

(b) マルクスの労働者家族論

マルクスは『資本論』において、労働者の家族を問題にする。機械制大工業のもとで、19世紀のイギリスでは女性も子どもも働くようになった。そのことによって、男性のみが働き、家長として家族を養うという制度は崩れていった。ここでは、ヘーゲルが論じた、男女の性的役割分担は成り立たない。しかし同時に、女性が働くことによって、乳幼児の死亡率が高まったり、工場で働く子どもの教育もされないという問題が起こった。これに対してマルクスは言う。「資本主義制度の内部における古い家族制度の解体が、どれほど恐ろしくかつ厭わしいものに見えようとも、大工業は、家事のかなたにある社会的に組織された生産過程において、女性、年少者、および児童に決定的な役割を割り当てることによって、家族と男女両性関係とのより高度な形態のための新しい経済的基礎をつくり出す」(I.S. 514)。

イギリスの「工場法」は女性と子どもの労働時間を制限し、また工場で働く児童の学校教育を工場主に義務づけた。これが「家族と男女関係のより高度の形態」として、新たな家族制度を形成する条件になると、マルクスは考えたのである。

ここから、マルクスはさらに言う。「きわめてさまざまな年齢層にある男女両性の諸個人が結合された労働人員を構成していることは、労働者が生産過程のためにあって、生産過程が労働者のためにあるのではない自然成長的で野蛮な資本主義的形態においては、退廃と奴隷状態の害悪の源泉であるとはいえ、適当な諸関係のもとでは、逆に人間の発達の源泉に急変するに違いない」(ibid.)。こうして、労働者のために生産過程があるような適当な社会的諸関係が形成されることによって、男女の平等な社会関係ができ、人間の発達の条件ができると、マルクスは主張するのである。

4. 市民社会論

(a) ヘーゲルの市民社会論

『法の哲学』「人倫」の第二は「市民社会 (die bürgerliche Gesellschaft)」である。ここでは諸個人が相互に独立した特殊的・具体的人格として関係し合う。諸個人は「欲求のかたまり」として、自分の欲求を満足させるための経済活動を行う。その中で、利己的目的の追求のためにおのずから普遍的な社会関係を形成する。市民社会はこのような「全面的依存の体系」である。しかし、市民社会においては、諸個人の特殊性と社会的連関の普遍性とは分裂している。「市民社会は、この対立と混乱の中で、放縦と悲惨の光景を示すとともに、両者に共通な肉体的かつ人倫的な退廃の光景を示す」 (§ 185)。諸個人は、この対立と混乱をとおして、自己の特殊な目的の実現は、普遍的な社会的連関によって媒介されていることを学ぶ。そして自己の行動を普遍的な連関に適合させ、その一環としなければならないことを学ぶ。これが市民社会の成員の「教養形成 (Bildung)」である。

市民社会は、まず第一に (A)「欲求の体系 (System der Bedürfnisse)」である。市民社会においては、人々の欲求は無限に多様化し特殊化してゆく。この特殊化した欲求を満足させる手段をつくる労働も多様化する。しかし労働が普遍的なものになり、客観的なものになることによって、労働が分割される。分業によって労働が抽象化され単純化されることによって、その技能も生産性も増大する。ここから人間の代わりに機械も導入される (§ 198)。この生産と交換、消費の体系が市民社会の「普遍的資産」をなす。この普遍的資産に参加する可能性が各個人の「特殊的資産」である。だがそれは各人の資本と技能によって条件づけられる。この偶然的な事情が、各自の資産の不平等を必然的に生むのである (§ 200)。そして市民社会の労働の区分に基づいて、「身分 (Stand)」の区別が生じる。それは、農業にたずさわる「実体的身分」、 「商工業身分」、および官吏である「普遍的身分」に分かれる (§ 202)。

市民社会は、第二に「司法活動 (Rechtspflege)」をもつ。これによって「抽象法」は普遍的に承認され、妥当性と客観的な現実性をもつ (§ 209)。それが「法律」であり、「裁判」である。市民社会は、第三に「内務行政 (Polizei) と職業団体 (Korporation)」をもつ。「内務行政」は犯罪の取り締まり、公益事業、生活必需品の価格指定、教育、貧困対策などを行う。だが、内務行政も司法活動も、各個人の利害を調整し、市民社会の内部秩序を維持するための体系にすぎない。そのため、市民社会は富と貧困の矛盾を露呈させる。

市民社会においては、一面においては、さまざまな欲求をとおして人間の関係が普遍化することによって、またこの欲求を満たす手段を提供する方法が普遍化することによって、富の蓄積が増大する。しかし他面において、貧困が増大する。このことをヘーゲルは次のように言う。「特殊な労働の個別化と制限が増大し、このことによって、このような労働に縛りつけられた階級の従属と窮乏も増大する。そしてこのことは、その他のさまざまな自由、とりわけ市民社会の精神的便益を感受し享受することが不可能になることと結びついている」 (§ 243)。こうして市民社会は、一方で「賤民 (Pöbel)」の出現を引き起こし、他方で極度の富を少数者の手中に集中させる (§ 244)。「いかにして貧困を取り除くかという問題が、とりわけ近代社会を動かし苦しめている重大問題である」 (§ 244Zus.)。

しかし市民社会はこの問題を解決できない。なぜなら富者に負担をかけることは市民社会における諸個人の自立性の原則に反し、また貧困者に労働を与えることは生産物の過多を引き起こすからである。そこでヘーゲルは次のように言う。「市民社会は富の過剰にもかかわらず、十分には富んでいないことが、すなわち貧困の過剰と賤民の出現を防止するほどに十分な資産をもっていないことが暴露される」 (§ 245)。ここでいう「資産」とは、単なる財貨ではなく、「普遍的資産」としての生産・流通・消費のシステ

ムのことである。このシステムが不十分なのである。

市民社会はまた、海外市場を求め、植民地の獲得に乗り出す (§248)。しかしその結果は、植民地の独立戦争であり、その独立である (§248Zus.)。

ヘーゲルが市民社会において重視するのは、「商工業身分」によって組織される「職業団体」である。それは、公的権力の監督のもとで、成員の共通の利益をはかり、客観的な資格に基づいて成員を限定し、そして成員の能力を養成し、教養形成をはかる権利が承認される (§252)。ヘーゲルはこの職業団体を、「市民社会」から「国家」へと媒介するものという位置づけを与えている。「婚姻の神聖と職業団体における誇りとは、市民社会の無秩序が〔国家の秩序へと〕回転する二つの契機である」 (§255Anm.)。こうして、ヘーゲルは、「市民社会」の矛盾を解決するものとして、「国家」に期待をかけるのである。

(b) マルクスの市民社会論

ヘーゲル『法の哲学』における「市民社会」論からマルクスは多くを学んだ。『資本論』はマルクスの独自の「市民社会」論となっている。マルクスは、ヘーゲルが問題にした「富と貧困」の問題は、資本の利潤獲得のための労働の搾取に基づくものであり、また資本によって作り出される失業や半失業にあることを論じる。つまり、資本は、好景気の時には大量の労働者を雇用し、不況になれば労働者を解雇する。恐慌が起これば資本家も倒産し、膨大な労働者が職を失う。こうして、失業者や半失業者がつねに「産業予備軍」として作り出されているのである。マルクスは次のように言う。

「資本主義制度の内部では、労働の社会的生産力を高めるいっさいの方法は、個々の労働者の犠牲として行われるのであり、生産を発展させるいっさいの手段は、生産者の支配と搾取との手段に転化し、労働者を部分人間へと不具化させ、彼を機械の付属物へとおとしめ、彼の労

働苦によって労働の内容を破壊し、科学が自立的力能として労働過程に合体される程度に応じて、労働過程の精神的力能を労働者から疎外するのであり、またこれらの方法・手段は彼の労働条件をねじまげ、労働過程ではきわめて卑劣で憎むべき専制支配のもとに彼を服従させ、彼の生活時間を労働時間に転化させる」(IS. 674)。

ここから、「一方の極における富の蓄積は、同時に、その対極における、すなわち自分自身の生産物を資本として生産する階級における、貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道徳的退廃の蓄積である」(1, S. 675)。こうして、マルクスは、資本主義的蓄積の一般的法則として、「富の蓄積は貧困の蓄積である」と結論づけるのである。

これに対して、労働者の抵抗や独自の運動が増大する。マルクスは、ヘーゲルの「職業団体」に対応するものとして、「労働組合」や「協同組合」を位置づける。マルクスは「国際労働者協会創立宣言」(1864年)の中で労働組合の意義を次のように述べている。

「成功の一つの要素を労働者階級はもっている——人数である。だが、人数がものをいうのは、結合(Kombination)が労働者階級を団結させ(vereinen)、知識が労働者階級を導く場合だけである」(Bd. 16, S. 12)。ここで「結合」とは、資本による労働者の結合である。それは資本による労働者の支配と結びついている。それに対して、「団結」とは労働者の自発的で自覚的な結びつきである。さらに労働者階級は知識をもって初めて闘いを組織することができる。

そしてまたマルクスは、国際労働者協会の「暫定中央評議会代議員への指示」(1867年)で労働組合の「過去・現在・未来」を論じる中で、「最近になって、労働組合は、自分の偉大な歴史的使命という意識に目覚めつつあるように見える」(Bd. 1, S. 197)と言う。労働者階級の偉大な歴史的使命とは、「資本主義的生産様式の変革と諸階級の最終的廃止」(I, S. 22)である。

またマルクスは、「協同組合運動

(Kooperativarbeit)」が、階級対立に基礎をおく現在の社会を改造する推進力のひとつである」と言う。「この運動の大きな功績は、資本の下への労働の隷属という、現在の専制的で貧困を生み出す制度を、自由で平等な生産者たちの協同社会(Assoziation)という、共和的で福祉をもたらす制度によって排除されることを、実践的に示す点にある」(Bd. 16, S. 195)。しかし、協同組合労働だけでは資本主義社会を変革できない。「社会的生産を自由な協同組合労働の広範な調和ある体系に転化させるためには、全般的な社会的変革、社会の全般的諸条件の変革が必要である。この変革は、社会の組織された強制力、すなわち国家権力を、資本家と地主の手から生産者自身の手に移すことによるのみ実現できる」(Bd. 16, S. 195f.)。つまり、マルクスは政治的変革と所有制度の変革が不可欠であることを主張するのである。

5. 国家論

(a) ヘーゲルの国家論

人倫の第三は「国家」である。ヘーゲルにとって、「国家は具体的自由の現実性である」 (§ 260)。ここでは、人倫の普遍性と諸個人の個別性とが一体性をなしている。国家は、(A)「国内公法」によって統治機構を定める。ヘーゲルは、「立憲君主制」が国家の理念にかなったものであると考える。国家権力の一体性の中で、「君主権力」、「統治権力」、「立法権力」が区別される (§ 273)。国家はまた「対外主権」をもつ。国家の独立こそが「国民の第一の自由であり、最高の榮譽」である (§ 322)。そして、(B)「国際公法」が、独立した国家間の関係を規定する。ヘーゲルは、国家の主権と独立の維持のための戦争を肯定する。「国家間の争いは、それぞれの国家の特殊的意志が合意を見いださない限り、ただ戦争によってのみ解決される」 (§ 334)。ただし、ヘーゲルは、戦争中といえども、国内の諸制度、平和な私的生活や私的人格を保障するという国際法上の規定を主張する (§ 338)。

さらに、国家間の関係から、(C)「世界史」が論じられる。世界史の過程において、国家や諸民族、諸個人の興亡が起こる。その意味で「世界史(Weltgeschichte)」は世界精神による「世界審判(Weltgericht)」である (§ 340)。そこで実現されるのは「自由の理念」である。「世界史は、精神の自由の概念に基づく理性の諸契機の必然的發展であり、したがって精神の自己意識と精神の自由の必然的發展である」 (§ 342)。

(b) マルクスの国家論

マルクスは、『ヘーゲル国法論批判』(1843年)において、ヘーゲルの「立憲君主制」の国家論を批判して、「民主制」を主張した。そして『経済学批判』「序言」によれば、マルクスはヘーゲル法哲学の批判的検討を経て、「法的諸関係および国家諸形態は、それ自体からも、またいわゆる人間精神の普遍的発展からも概念的に把握されるものではなく、むしろ物質的生活関係に根ざしている」(Bd. 13, S. 8)と考えた。この物質的生活関係の総体をヘーゲルは「市民社会」と呼んだのである。したがって、国家は市民社会に根ざし、市民社会でブルジョアジーと地主が支配する資本主義社会においては、国家もブルジョアジーと地主が支配する階級国家となる。マルクスは、「市民社会」において、経済恐慌、労働の疎外、人間破壊と自然破壊が起こり、しかも労働者階級の経済的・社会的・政治的・精神的発達が進むもとので、資本主義的な国家権力が変革されると考える。マルクス・エンゲルス『共産党宣言』(1848年)は次のように言う。「発展の過程で、階級の区別が消滅して、すべての生産が協同した(assoziiert) 諸個人の手に集中されると、公的権力は政治的性格を失う。……階級および階級対立をもつ古いブルジョア社会の代わりに、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件である協同社会(Assoziation)が現れる」(Bd. 14, S. 215)。ここでは、協同生産と協同社会の実現によって、強制力(Gewalt)をもつ国家権力の消滅が主張されている。

1871年に「パリ・コンミュン」が成立し

た。マルクスは直ちに『フランスの内乱』(1871年)を執筆して、その意義を論じた。「コミュニオン——それは、国家権力が、社会を支配し抑圧する力としてではなく、社会自身の生きた力として、社会によって取りもどされること(Rückname)であり、国家権力が人民大衆自身によって取りもどされることである。人民大衆は自分たちを抑圧する組織された権力に代わって、人民大衆自身の権力をつくり出すのである」(Bd. 17, S. 543)。そして、マルクスはこの人民大衆の権力こそが、自由で平等な「協同社会」をつくると考えるのである。

またマルクスは、労働者階級が国際平和の実現のためにも活動するべきであると言う。マルクスは、「私人の関係を規制すべき道徳と法(Moral und Recht)の単純な法則が、諸国民の交通の最高の法則として通用させること」(Bd. 16, S. 13)を労働者階級の「義務」であると主張した。すなわち国際的關係における「道徳と法」による平和の実現が主張されている。

6. 社会哲学と論理学

以上のように、ヘーゲル『法の哲学』とマルクス『資本論』等の社会哲学を比較検討することによって、ヘーゲルからマルクスへの批判的継承関係が明らかになる。その意味では、「アルント・テーゼ」の提起は重要である。しかしながら、ヘーゲルが『法の哲学』で提起した問題について、マルクスがすべてを論じたわけではない。『法の哲学』「緒論」における「自由意志論」や第2部「道徳」などは、マルクスの検討の対象とされていない。さらに、「市民社会論」においても、ヘーゲルが重視した「内務行政」による公共事業や社会政策の問題もマルクスにおいては十分に論じられていない。それは、マルクスが『資本論』では「経済学批判」の課題に集中したからであり、また他の著作においても、哲学・倫理学や、国家の行政論などについては本格的に論じる機会がなかったからである。

しかし、同時に、マルクス『資本論』において、ヘーゲル『法の哲学』よりはむしろ『論理学』に

おいて展開された哲学的・論理学的テーマが登場する場面がある。ヘーゲル自身が『法の哲学』の方法は『論理学』を前提にしていることをくり返し述べている(Vgl. S. 12, S. 32)。マルクスの『資本論』「第二版へのあとがき」からも、マルクス『資本論』はヘーゲルの方法論(弁証法)として『論理学』を批判的に継承していることは明らかである。この点では、『資本論』の叙述から、ヘーゲル『論理学』のカテゴリーをマルクスがいかに理解したかも分かるはずであり、マルクスが書きたいと言いつつ書けなかった、ヘーゲル論理学における「合理的なもの」が何であったかも、ある程度は推測できると思われる。しかも、マルクスのヘーゲル『論理学』理解を手引とすることによって、難解なヘーゲル『論理学』を理解する手がかりも得られると思われる⁶⁾。これらの点で、ヘーゲル『論理学』とマルクス『資本論』の關係は極めて重要である。「アルント・テーゼ」は、『法の哲学』と『資本論』との關係を提起した点で重要であるが、しかし、『論理学』と『資本論』との關係は決して軽視しえないと思われる。そこで、ヘーゲル『論理学』のいくつかのカテゴリーに関わるマルクス『資本論』の議論を見たいと思う。

II ヘーゲル『論理学』とマルクス『資本論』

1. 目的論と労働

ヘーゲルは『論理学』⁷⁾における「目的論」において「外的合目的性」の論理を論じ、「生命」において「内的合目的性」を論じた。「外的合目的性」とは、客観(自然)の外に人間の目的があり、この目的が客観(自然)の中で実現されるという論理である。「外的合目的性」のモデルは労働である。ただしヘーゲルは「目的論」において「労働」という言葉は直接には使っていない。「内的合目的性」とは、自然の中に目的が内在する論理である。それは「生命」の論理である。

外的合目的性において、目的が実現できるのは、目的のための手段が巧みに利用される

からである。ヘーゲルはこのことを「理性の狡知」と呼ぶ。「目的が自己を客観との間接的な関係の中におき、自己と客観との間に他の客観を挿入することは、理性の狡知 (die List der Vernunft) と見ることができる」(GW12, 166)。ここでは、目的は外面的な客観を前提にし、目的の実現を客観の機械的關係や化学的關係の中で行おうとする。「しかし目的は、ある客観を手段として引きだして、自己の代わりにその客観に働き疲れさせ、消耗させながら、客観の背後で機械的な強制力に対して自己を保持する」(GW12, 166)。ここでは、目的の実現のために手段が重要な役割を果たす。この手段についてヘーゲルは次のように言う。「手段は外的合目的性の有限な目的よりも高次のものである。——鋤は、食の享受が直接に尊い以上に尊いものである。……人間は、たとえその目的に関しては自然に従属するとしても、道具において自然に対する支配力をもつのである」(GW12, 166)。

マルクスは『資本論』の中で、労働が合目的的活動であることを論じ、注を付けて、『小論理学』⁸⁾「目的論」の「補遺」から次の個所を引用した。「理性は威力があるとともに、狡知に富んでいる。狡知とは、客体をそれら自身の本性に従って相互に作用させながら、互いに働き疲れさせることによって、自らは直接にこの過程に入り込むことなく、にもかかわらず自分の目的のみを達成するという媒介的活動である」 (§ 209 Zusatz, I, S. 196)。この点で、マルクスは、ヘーゲルの「目的論」と労働との関係を明確に示したのである。同時に、マルクスは「人間と自然との物質代謝」の中に労働を位置づける。すなわち、労働とは、「人間と自然とのあいだの一過程、すなわち人間が自然とのその物質代謝を彼自身の行為によって媒介し、規制し、制御する過程である」(I, S. 192)。このような「人間と自然との物質代謝」の「制御」が目的意識的に行われること。それが労働である。

こうして、『論理学』における「目的論」の論理が、『資本論』の労働論に生かされ、逆にまた

『資本論』の労働論が『論理学』をより具体的に理解することに役立つのである。

2. 矛盾について

ヘーゲル『論理学』において、「矛盾」は弁証法的論理の中核的な位置にある。ヘーゲルは言う。「矛盾はすべての運動と生命性の根本である。或るものは自己自身の中に矛盾をもつ限りにおいて、自己を運動させ、衝動と活動性をもつ」(GW11, 286)。ヘーゲルは、相互に関連し相互に前提し合うものが、相互に否定し相互に排除し合う「対立」であるとともに、対立し合うものがそれ自身の存立を否定し排除する事態を「矛盾」ととらえた。

マルクスは、「ヘーゲルの矛盾」は「あらゆる弁証法の噴出源 (die Springquelle aller Dialektik)」(I, S. 623) であると言っている。ヘーゲルにおいてもマルクスにおいても、弁証法の核心は「矛盾」の把握である。『資本論』において「矛盾」は極めて重要な役割を果たす。

商品論の「交換過程」では、貨幣を媒介としない交換が、使用価値を実現する商品所有者の「個人的過程」であると同時に、価値を実現する「一般的社会的過程」であるという矛盾をもつ。ここから商品所有者たちの行為によって特定の商品が「貨幣」とされるのである。マルクスはまた次のように言う。「例えば、一つの物体が絶えず他の物体に落下し、しかも同時に絶えずそれから飛び去るというのは、一つの矛盾である。楕円は、この矛盾が自己を実現するとともに解決する運動形態の一つである」(I S. 118f)。このようにマルクスは、「現実的な矛盾」が新たな運動を媒介するものとなることを論じている。これは、マルクス自身の矛盾論でもある。

またマルクスは、「貨幣の資本への転化」では次のような矛盾を提示する。すなわち、貨幣(G) — 商品(W) — 貨幣(G') が「等価交換」される「流過程」において貨幣が資本になるとともに、貨幣(GからG' = G + ΔGへ)の「価値増殖」が資本の本質であるから、「等価交換」の「交換過程」から資本は生まれえない、という矛盾である。

マルクスは労働力商品という特殊な商品を明らかにすることによって、この理論的な矛盾を解決する。すなわち、労働力商品は自分の価値以上の価値をつくり出すことによって、 $G-W-G$ が「等価交換」でありながら、「価値増殖」を行うのである。こうして貨幣は資本になる。「貨幣の資本への転化」における理論的な矛盾はこのようにして解決される。

しかし、「貨幣から資本への転化」の中には現実的な矛盾がある。労働力商品が自分の価値以上の価値(剰余価値)を生むのは、労働力が自分の価値(賃金)と同じ商品価値を生産する時間(必要労働時間)のほかに、資本の剰余価値(利潤)を生産する時間(剰余労働時間)があるからである。剰余労働時間の労働に対して賃金は支払われない。つまり、資本の剰余価値をつくり出す労働は、賃金不払い労働である。マルクスはこれを「搾取」と言う。ここには、資本と労働との現実的な矛盾がある。

このように、マルクスは、商品、貨幣、資本の分析をとおして次々に矛盾を明らかにしながら、矛盾を媒介とした運動や理論的矛盾の解明によって資本主義の経済構造を明らかにするのである。これらをもとにして、マルクスは、先に見た「資本主義的蓄積の一般法則」として、「富の蓄積と貧困の蓄積」の矛盾を明らかにするのである。

3. 概念と主体

マルクスは、「貨幣の資本への転化」を論じるさいに次のように言う。「流通 $G-W-G$ においては、商品と貨幣とはともに、価値そのものの異なる存在様式として——すなわち貨幣は価値の普遍的な存在様式として、商品は価値の特殊ないわば仮装しただけの存在様式として——機能するにすぎない。価値は、この運動のなかで失われることなく、絶えず一つの形態から別の形態へと移っていき、こうして一つの自動的な主体(ein automatisches Subjekt)に転化する」(I, S. 168f)。ここでは、自己増殖する価値すなわち資本は「自動的な主体」としてとらえ

られる。

また、マルクスは続けて次のように言う。「自己を増殖しつつある価値がその生活の循環のなかでかわるがわるとる特殊な現象諸形態を固定させてみれば、そこで得られるのは、資本は貨幣である、資本は商品である、という説明である。しかし、実際には、価値はここでは過程の主体(Subjekt)になるのであって、この過程のなかで貨幣と商品とに絶えず形態を変換しながらその大きさそのものを変え、原価値としての自己自身から剰余価値としての自己を突き出して、自己自身を増殖するのである。」(I, S. 169)

このようにマルクスは、資本は貨幣と商品に形態を変えながら運動し、そのなかで自分の価値を増殖する「主体」であるにとらえたのである。彼は、貨幣は資本の「普遍的な存在様式」であり、商品は資本の「特殊な存在様式」であると言う。その場合、貨幣は資本の価値を「普遍的」に示す存在様式である。同時にまた、貨幣も商品もともに資本の「特殊な現象形態」と言われる。そして貨幣—商品—貨幣という形態変換の過程を貫いて自己を維持し、自己増殖する価値が「過程の主体」や「支配的な主体(das übergreifende Subjekt)」(ibid.)と表現されるのである。

このような「主体」のとらえ方は、ヘーゲル『論理学』における「概念」における「主体」の論理の適用である。ヘーゲルは「概念」を、普遍(概念の自己同一性)、特殊(概念の他者への関係と規定性)、普遍(概念の諸契機の一体性)という三契機によってとらえた。これが「具体的普遍」の論理であり、「生きた実体」としての「主体」の論理である。ヘーゲルはこの論理によって、「生命、精神、神、純粹概念」ととらえることができると言った(GW12, 49)。またヘーゲルは、神の三位一体を「概念」の普遍(父)・特殊(聖霊)・個別(子)によってとらえたのである。

マルクスの「資本」の論理はこのような「主体」の論理の見事な適用というべきであろう。マルクスは、「貨幣の資本への転化」において、資本として投下された貨幣を「父」と呼び、剰余価

値を「子」と呼んでいる。「〔資本の〕価値は、原価値としての自己を、剰余価値としての自己から区別し、父なる神としての自己を、子なる神としての自己自身から区別するのであるが、父も子もともに同じ年齢であり、しかも、実はただ一個の人格でしかない。」(I, S. 169)。ここで、「父の年齢と子の年齢とは同じ」と言われているのは、父は「子」の誕生によって初めて「父」になるからである。同様に、貨幣は剰余価値の誕生によって初めて資本となるのである。この議論は、ヘーゲルが「概念」の論理を「神の三位一体」に使ったことを想起させるものであり、マルクスの「主体」としての資本の論理はヘーゲルの「概念」に由来することを暗示するものである。

マルクスの言う「主体」としての資本の論理を、よりヘーゲル的に「普遍」・「特殊」・「個別」という契機によって表現すれば、次のようになるであろう。すなわち、資本の価値は、自己を維持する「普遍性」をもちながら、自己を商品や貨幣という特殊な形態に変換させる「特殊性」をもち、さらに両者を統一として自己増殖する「個別性」である。このような資本が、自己増殖する価値としての「主体」なのである。

ここでも、マルクスの『資本論』の論理がヘーゲルの『論理学』の論理をより具体的かつ現実的な意味を明瞭にしていると言えるであろう。

4. 否定の否定

「否定の否定」は、ヘーゲル『論理学』における重要な概念である。矛盾したものの否定状態から、それが発展して肯定状態にいたる過程が「否定の否定」である。その意味で「否定の否定」は「矛盾」と密接に関連する。

マルクス『資本論』もこの「否定の否定」の論理を受け継いでいる。マルクスは「資本主義的蓄積の歴史的傾向」として、次のように言う。「資本主義的生産様式から生まれる資本主義的取得様式は、それゆえ資本主義的な私的所有は、自分自身の労働に基づく個人的な私的所有の最初の否定である。しかし、資本主義的生産

は、自然過程の必然性をもってそれ自身の否定を生み出す。これは否定の否定である。この否定は、私的所有を再建するわけではないが、しかし、資本主義時代の成果——すなわち協業と、土地の共同占有ならびに労働そのものによって生産された生産手段の共同占有——を基礎とする個人的所有を再建する」(I, S. 791)。

ここで、「否定の否定」による「個人的所有の再建」が論じられる。それは次のような意味である。まず、「資本主義的私的所有」は、他人の労働の搾取であり、他人の生産物の取得である。これは、自分自身の労働に基づく「個人的な私的所有」の「第一の否定」である。この歴史的転換は、「資本の本源的蓄積」によって行われた。この「第一の否定」の過程は、「商品生産の所有法則」の「資本主義的取得法則」への転換として明らかにされた。すなわち、「自己労働に基づく自己労働の生産物の所有権」は、資本主義のもとでは資本による「他人の労働の生産物の所有権」に転化するのである。

しかし、資本主義的生産は、その自然過程の必然性によって「第二の否定」を生み出す。それは、生産手段の集中と労働の社会化が、資本主義的私的所有と調和しえなくなり、資本主義的私的所有が廃棄されるということである。ここでは「収奪者の収奪」による社会的所有が実現される。そして、「資本主義時代の成果」である協業と、土地の共同所有および生産手段の共同所有に基づく生産が、あるいは資本主義的生産式を変革した上での「社会的生産経営」が行われる。ここから、この生産物にたいする「個人的所有」が再建される。

では「個人的所有の再建」とは何か。マルクスは、「商品の物神的性格」の説明の中で、将来社会を考え、「共同的生産手段で労働し、自分たちの多くの個人的労働力を自覚的に一つの社会的労働力として支出する自由な人々の連合社会」(I, S. 92)を論じた。この「連合社会」では、生産手段の共同所有に基づく協業が行われる。この協業による「総生産物」は、「社会的生産物」として、「社会的所有」となり、生産者全員の共

同所有になる。そしてこの総生産物の一部は生産手段となり、また社会のための予備や蓄積とされたり、社会的な必要のために消費される。他の一部は、連合社会の生産者自身の生活手段として分配される。ここでの分配の仕方、例えば、各生産者が提供した労働時間を尺度にするなど、生産者自身が共同で決定することになる。そして、各生産者に分配された生活手段は、各生産者自身の個人的所有となる。これが「個人的所有」の再建である。

ここで、「否定の否定」は次の意味をもつ。まず、「第一の否定」によって否定された「自分の労働に基づく個人的な私的所有」を、「第二の否定」において、社会的に協同した個人の所有として、高いレベルで復活させる。次に、「第一の否定」である資本主義的生産様式がつくりあげた「生産手段の集中と労働の社会化」は「事実上すでに社会的生産経営に基づくもの」であるが、ここでは労働の搾取や人間破壊と自然破壊、および生産力破壊を伴う。そこで、「第二の否定」において、社会的生産の資本主義的形態を変革し、「人間と自然との物質代謝」をより高いレベルで再建することが主張されるのである。そして、このような「否定の否定」によって、協業と生産手段の共同所有を基礎として、①生産物の共同取得、②その分配方法の共同決定、③個人的消費手段の個人的所有という、まったく新しい取得と所有を実現するのである。

5. 必然性と自由

ヘーゲル『論理学』において、「必然性」から「自由」への論理的移行は重要な意味をもつ。「必然性」とは、現実の事柄が他の仕方ではあり得ないことである。ヘーゲル『論理学』では、「実体」の間の関係である「因果性」や「交互作用」において必然性の論理が明らかにされる。それに対して、「自由」は「概念」ないし「主体」の自己発展の論理である。それは「他のものの中で自己自身のもとにあること」である。すなわち、「主体」は他者に関わりながら自己同一を貫き、自己自身を発展させるのである。この論理は、

『法の哲学』では、人倫（家族、市民社会、国家）の中で諸個人の社会的な自己実現を行うこととして論じられる。また自由の論理は、自然に対する人間の関係においても重要であり、それがヘーゲル『論理学』では「目的論」における「理性の狡知」として論じられた。

マルクスは『資本論』の「貨幣の資本への転化」の中で、「ヘーゲル論理学において、必然性から自由への移行はいかに困難であろうと」（I, S. 165）と述べて、ヘーゲル論理学における「必然性と自由」の問題への関心を示している。そして、マルクス自身の「必然性と自由」の議論として、「必然性の国」と「自由の国」とを論じた。

マルクスは次のように言う。「自由の国は、実際、必要に迫られ、外的な合目的性によって規定される労働が存在しなくなることで初めて始まる。したがってそれは事柄の本質上、本来の物質的生産の領域の彼岸にある。未開人が自分の欲求を満たすために、自分の生活を維持するために、自然と格闘しなければならないように、文明人もそうしなければならない。しかもすべての社会形態においてありうるすべての生産様式のもとでそうしなければならない。彼の発達とともに、欲求が拡大するため、自然必然性のこの国が拡大する」（Ⅲ, S. 828）。つまり、「必然性の国」とは、人間の生活時間のうちで必要労働時間の世界である。

では、「必然性の国」における自由とは何か。マルクスは次のように言う。「しかし同時に欲求を満たす生産力も拡大する。この領域における自由は、ただ、社会化された人間、協同化された (assoziert) 生産者たちが、盲目的な力によって支配されるものとしての、人間と自然との物質代謝によって支配されることをやめて、この物質代謝を合理的に支配し、自分たちの共同の制御のもとにおくということ、つまり力の最小の消費によって、自分たちの人間の本性に最もふさわしく最も適合した諸条件のもとでこの物質代謝を行うこと、この点にだけありうる。しかしそれでも、これはまだ依然として必然性の国である」（ibid.）。つまり「必然性の国」

における自由とは、人間と自然との物質代謝の合理的な支配、力の最小の消費(省エネルギー)による人間の本性に適合した労働にある。

では、「自由の国」とは何か。「必然性の国の彼岸において、自己目的として認められる人間的な力の発展、すなわち真の自由の国が始まる。といっても、それはただその土台としての必然性の国の上のみ開花しうる。労働日の短縮が根本条件である」(ibid.)。すなわち、「自由の国」とは、人間生活における自由時間の世界であり、ここでの「自己目的として認められる人間的な力の発展」である。では、自由時間における人間的な力の発展とはどのようなものか。その点で参考になるのが、労働時間の制限の意義に関するマルクスの次の言葉である。すなわち、労働時間の制限は、「労働者階級の……健康と身体的エネルギーを回復し、精神的発達、社会的交流、そして社会のおよび政治的活動を可能にするために必要である」(Bd. 16, S. 192)。このように、健康と身体的エネルギーの増大、精神的発達の活動、家族や地域、さらに国内的・国際的な社会的交流、環境・平和・民主主義のための社会的・政治的活動などが、自由時間における活動として考えられる。これらを各個人が自由に選択して、「人間的な力の発展」そのものを目指して行われる活動が「自由の国」である。

マルクスはヘーゲル『論理学』の「必然性と自由」の論理を受け継ぎながら、ヘーゲルには意識されなかった自由時間の決定的な重要性をとらえ、「必然性の国」における自由の発展と労働時間の短縮を基礎とする「自由の国」を論じたのである。こうして、マルクス『資本論』は、ヘーゲル『論理学』を批判的に継承しながら、資本主義批判と将来社会論を含む、独自の社会哲学を展開したのである。

まとめ——「アルント・テーゼ」に 応えて

以上のように、「アルント・テーゼ」は、ヘー

ゲル『法の哲学』とマルクス『資本論』とを対照するべきであるという点では、明らかに妥当する。しかし、ヘーゲル『論理学』とマルクス『資本論』とは理論のレベルが異なるのであるから、対比できるものではなく、マルクス『資本論』からヘーゲル『論理学』に比肩するような「論理学」を把握することはできない、という点では、妥当しないと思われる。以上で論じたように、マルクスはヘーゲル『論理学』に通暁しているだけでなく、ヘーゲルでは示唆されたり、潜在的に含まれていたにすぎない論理を見事に取り出している。マルクス『資本論』の論理からヘーゲル『論理学』の意義が浮かび上がる点もある。それは、「矛盾」、「主体」、「自由」の論理などにおいて明らかであろう。この点で、ヘーゲル『論理学』とマルクス『資本論』とを対照させて、マルクスがヘーゲルから批判的に継承した弁証法の論理を明らかにする研究は依然として重要であると言わなければならない。

注

- 1) ウイリアムズ編『リベラリズムとコミュニタリアニズムを超えて——ヘーゲル法の哲学の研究』(2001年)中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸代訳 文理閣、2006年、参照。
- 2) マルクスからの引用では、『資本論』以外は、Marx-Engels Werke, Dietz Verlagの巻(Bd.)とページ(S.)を記す。邦訳『マルクス・エンゲルス全集』(大月書店)には原書のページも記されている。なお、小論での外国語文献の翻訳は適宜、変更している。
- 3) アンドレアス・アルント「ヘーゲルとマルクス——マルクスはヘーゲル主義者か反ヘーゲル主義者か」色摩泰匡訳『現代の理論』09秋号(Vol. 21), 2009年10月、および、Andreas Arndt, „……Unbedingt das letzte Wort aller Philosophie“ Marx und die Hegelsche Dialektik (2012年3月10日阪南大学研究フォーラムでの講演原稿)。邦訳、アンドレアス・アルント著・尼寺義弘訳「マルクスとヘーゲルの弁証法—絶対的にあらゆる哲学の最後の言葉—」尼寺義弘・牧野広義・藤井政則共編著『経済・環境・スポーツの正義を考える』文理閣、2014年、所収。
- 4) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft

im Grundrisse. Mit Hegels eigenbändigen Notizen und den mündlichen Zusätzen, Werke in zwanzig Bänden Bd. 7, Suhrkamp Verlag. 引用では、原書のページまたはパラグラフ (§) を記す。邦訳は、ヘーゲル『法の哲学』藤野渉・赤沢正敏訳、『世界の名著ヘーゲル』岩崎武雄編、中央公論社、所収、参照。

- 5) 『資本論』からの引用では、Karl Marx, Das Kapital, Diez Verlagの第1部—Ⅲ部 (I—Ⅲ) とページ (S.) を記す。邦訳は大月書店版にも新日本出版社版にも原書のページが記されている。
- 6) この点を主張したのは、見田石介『ヘーゲル大論理学の研究』全3巻、大月書店1971年、である。

- 7) G. W. F. Hegel, Wissenschaft der Logik, Gesammelte Werke, Bd. 11, 12, 21, Felix Meiner Verlag. 引用では、巻数 (有論第一版と本質論は WG11, 概念論は WG12, 有論第二版は WG21) とページを記す。邦訳は、武市健人訳『大論理学』全3巻4冊 (有論は第二版)、岩波書店、参照。
- 8) G. W. F. Hegel, Werke in zwanzig Bänden Bd. 8, Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse (1830). Erster Teil Die Wissenschaft der Logik. Mit der mündlichen Zusätzen, Suhrkamp Verlag. 邦訳は、ヘーゲル『小論理学』上・下、松村一人訳、岩波文庫、参照。